

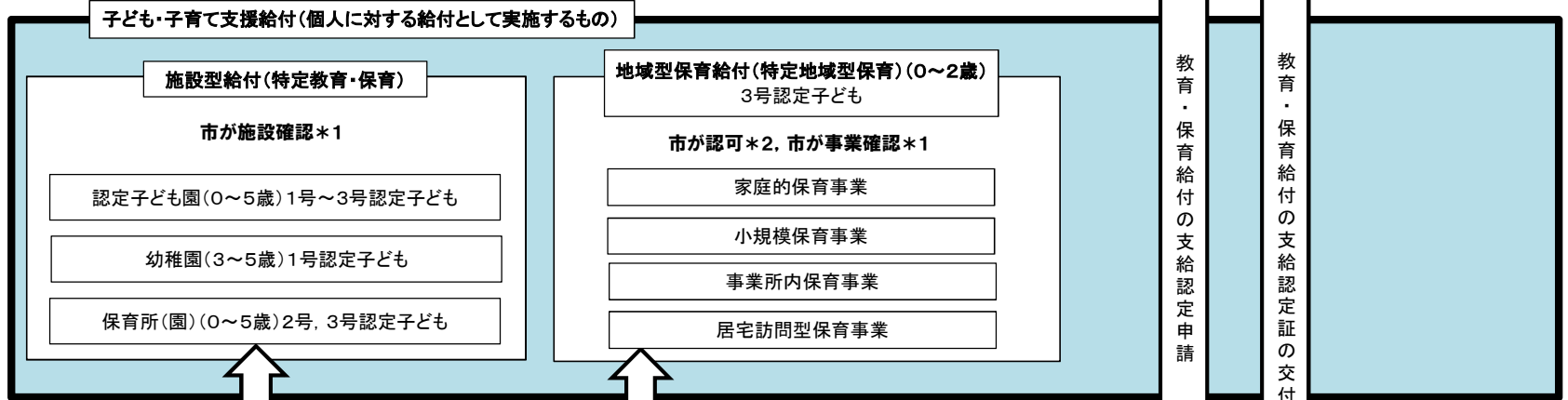
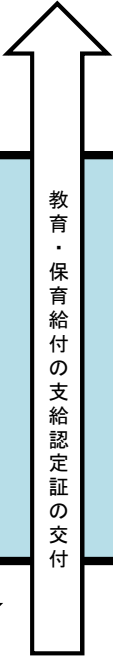
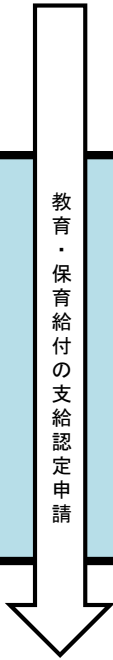
子ども・子育て支援新制度の概要

- * 1 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- * 2 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- * 3 芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

市民(保護者)

1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもで保育を必要としないもの
 2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもで保育を必要とするもの
 3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもで保育を必要とするもの

市町村による
 ・情報提供, 相談
 ・利用のあっせん
 ・利用の要請



施設型給付を受けない
私立幼稚園

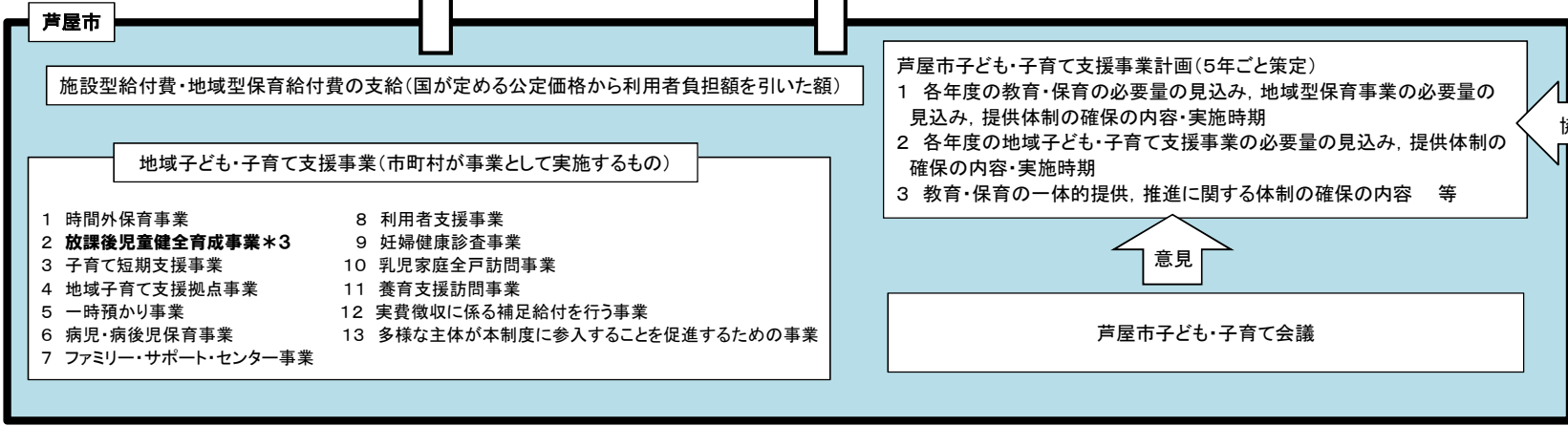
↑

兵庫県 私学助成

芦屋市 就園奨励

施設型給付
 (私立保育園は、現行どおり委託費による支払)

地域型保育給付



兵庫県

県子ども・子育て支援事業計画

協議

県子ども・子育て会議

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。（施設・事業者が代理受領）

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<p>（1号認定子ども） <u>満3歳以上</u>の小学校就学前の子どもであって、<u>2号認定子ども以外</u>のもの （第19条第1項第1号）</p>	教育標準時間 （※）	幼稚園 認定こども園
<p>（2号認定子ども） <u>満3歳以上</u>の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u>であるもの （第19条第1項第2号）</p>	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
<p>（3号認定子ども） <u>満3歳未満</u>の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u>であるもの （第19条第1項第3号）</p>	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 家庭的保育事業等

（※）教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となる。

1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に係る内閣府令の基準と条例で定める基準の比較

条例で定める内容は、内閣府令で示された「従うべき基準」については、一部を除き、それぞれの基準に準じ、同内容とし、「参酌すべき基準」についても一部を除き、同内容とする。

	内閣府令	条 例	内 容	基準の類型
総則	第3条	第3条	一般原則	参酌
特定教育・保育施設の運営に関する基準	第4条	第4条	利用定員	従う
	第5条	第5条	内容及び手続の説明及び同意	従う・参酌
	第6条	第6条	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	従う・参酌
	第7条	第7条	あっせん、調整及び要請に対する協力	従う
	第8条	第8条	受給資格等の確認	参酌
	第9条	第9条	支給認定の申請に係る援助	参酌
	第10条	第10条	心身の状況等の把握	参酌
	第11条	第11条	小学校等との連携	参酌
	第12条	第12条	特定教育・保育の提供の記録	参酌
	第13条	第13条	利用者負担額等の受領	従う
	第14条	第14条	施設型給付費等の額に係る通知等	参酌
	第15条	第15条	特定教育・保育の取扱方針	従う
	第16条	第16条	特定教育・保育に関する評価等	参酌
	第17条	第17条	相談及び援助	参酌
	第18条	第18条	緊急時等の対応	参酌
	第19条	第19条	支給認定保護者に関する市への通知	参酌
	第20条	第20条	運営規程	参酌
	第21条	第21条	勤務体制の確保等	参酌
	第22条	第22条	定員の遵守	参酌
	第23条	第23条	掲示	参酌
	第24条	第24条	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	従う
	第25条	第25条	虐待等の禁止	従う
	第26条	第26条	懲戒に係る権限の濫用禁止	従う
	第27条	第27条	秘密保持等	従う
	第28条	第28条	情報の提供等	参酌
	第29条	第29条	利益供与等の禁止	参酌
	第30条	第30条	苦情解決	参酌
	第31条	第31条	地域との連携等	参酌
	第32条	第32条	事故発生の防止及び発生時の対応	従う
	第33条	第33条	会計の区分	参酌
	第34条	第34条	記録の整備	参酌

	第35条	第35条	特別利用保育の基準	従う
	第36条	第36条	特別利用教育の基準	従う
特定地域型保育事業者の運営に関する基準	第37条	第37条	利用定員	従う
	第38条	第38条	内容及び手続の説明及び同意	従う・参酌
	第39条	第39条	正当な理由のない提供拒否の禁止等	従う・参酌
	第40条	第40条	あっせん，調整及び要請に対する協力	従う
	第41条	第41条	心身の状況等の把握	参酌
	第42条	第42条	特定教育・保育施設等との連携	従う・参酌
	第43条	第43条	利用者負担額等の受領	従う
	第44条	第44条	特定地域型保育の取扱方針	従う
	第45条	第45条	特定地域型保育に関する評価等	参酌
	第46条	第46条	運営規程	参酌
	第47条	第47条	勤務体制の確保等	参酌
	第48条	第48条	定員の遵守	参酌
	第49条	第49条	記録の整備	参酌
	第50条	第50条	準用	従う・参酌
	第51条	第51条	特別利用地域型保育の基準	従う
	第52条	第52条	特定利用地域型保育の基準	従う
附則	第2条	第2条	特定保育所に関する特例	従う
	第3条	第3条	施設型給付費等に関する経過措置	従う
	第4条	第4条	利用定員に関する経過措置	従う
	第5条	第5条	連携施設に関する経過措置	従う

* 内閣府令：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

2 基準設定の考え方

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定めるに当たり，内閣府令で定められている基準に基づいて，本市における幼稚園及び認可保育所の運営実態を基本とし，検討した結果，下記のとおり定めた独自基準を除き，内閣府令で定められている基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため，同内容の基準を条例において定めるものとする。

※独自基準

内閣府令	条 例	内 容
	第3条第5項	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」，「芦屋市暴力団排除条例」等の趣旨を考慮し，特定教育・保育施設等の一般原則として，①役員が暴力団員でないこと。②特定教育・保育施設の設置者等が暴力団密接関係者でないこと。を加える。